

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）の施行状況の検討に関するパブリックコメント意見・対応一覧

※ページ・行数等は「パブリックコメント版」に対応したものです。

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応	修文有無	意見数
1	1	5	「はじめに」と「（検討の背景）」の間に外来生物対策の基本方針を明記すべきである。	「今後講ずべき必要な措置」には、何の為に外来生物対策をしなければならないのか基本的な方針の記述がない。例えば、「生物多様性国家戦略2012-2020」の第3の危機で記述されているような方針を前文として述べるべきである。今後「今後講ずべき必要な措置」が単独で配布された場合、そもそも論が不明確になる可能性がある。	何のために外来種対策をしなければならないかについては、パブリックコメント版2ページからの「（外来種問題の基本認識）」に記載しているところです。現状と今後講ずべき必要な対策の方針については、本報告書全体でまとめているところです。		
2	1	17	「用語等の整理・・・」：後に出てくる「特定外来生物」や「侵略的外来種（P4L3）」の用語の説明を追加する。	外来種と国内外来種の説明はあるが、それらの説明がないため。	ご意見を踏まえ、P16L29の後に、下記の文を追加します。 「○侵略的外来種：外来種のうち導入又は拡散した場合に生物多様性を脅かす種（第6回生物多様性条約締約国会議決議付属書（平成14年4月） ○特定外来生物：海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（外来生物）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（在来生物）とその性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして外来生物法に基づき指定される生物。輸入・飼養等が規制されるほか、防除を行うこととされている。（外来生物法）」	○	
3	1	17	外来生物が引き起こす問題は種レベルのものだけではなく、「外来種」「外来種問題」ではなく、「外来生物」「外来生物問題」に言い換えるべきです。実際、水辺においては外来魚（国内産も含む）の密放流などの私的な放流だけでなく、漁協や地方自治体などの公共の放流事業によっても遺伝的攪乱が起きている現実が、種レベルでしか問題が認知されていないことを示しています。また、本来は国内由来であろうが海外由来であろうが、生物に国境線は関係ありませんので、「外来生物」は「外来生物」で余計な注釈をつけずに統一し、その上で、特殊な使用例として外来生物法上の「外来生物」を指す場合にだけ、そのように注釈をつけるべきです。さらに、「外来生物問題」の定義についてですが、外来生物が問題となる場合の条件として外来生物が人間の管理を離れて自然環境下に定着しているという点が重要です。でなければ、稲も家畜も園芸品種も問題だということになりかねませんので、この点を予め定義しておけば無用な混乱は避けられるでしょう。		本報告書における用語の定義はp1L17～32及び、p2の図に整理をしているところです。		

No.	頁	行	意見	意見の理由	対応	修文有無	意見数
4	1	25	オオクチバスの 指定解除	この部分について、わが国に自然分布がなく との記載ですが、オオクチバスは、1925年に輸入されてからすでに80年以上経過しており一般的に魚類の寿命は交代は5～10年のものが多く、そこから考えた場合少なくとも5世代以上、世代交代を行っていると考えます。その場合、わが国に自然分布 の中に取り込まれていると考えるのが適切です。よって「オオクチバスの 指定解除」を検討頂きたく考えます。	外来種の影響により地域固有の生態系が改変されることが我が国の生物多様性を保全する上で重大な問題であると考えます。オオクチバスは本来我が国に生息域を持たないものであり、年数が経って自然分布の中に取り込まれていると見ることは適切ではありません。外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす又はそのおそれのある外来生物を特定外来生物に指定しています。		
5	1		国内外来種を取り上げたことは、大変有意義であると思います。	在来生態系保全のために	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		
6	2	1	ここに書かれている基本認識自体は間違っていないと思いますが、その基本認識が正しく共有されないことこそが、問題が解決しない大きな要因となっているという認識も持つておくべきです。生物多様性を守ろうとする努力を、民族差別やナチズムに結び付けて論じる人は未だに後を絶ちません。具体例としては、ノーベル賞受賞者が多いことでも知られる有名国立大学の教授という地位にある人間が、講演で琵琶湖の外来魚を外国人に例えて喝采を浴びることが実際にありました。正しい基本認識を持っている人間からすれば、あまりにレベルが低すぎていちいち訂正する気も失せるような誤解ですが、こうした無知で無理解で無神経な誤解こそが、現実には問題解決を阻む一番の障害となりうることから、この手の馬鹿馬鹿しい誤解でも一切を無視するのではなく、「今後解決すべき多くの課題」の一つとして認識し、きちんと向き合う努力をするべきと考えます。		ご意見を踏まえ、P3L12からの文について、下記のとおり修正します。 「また、様々な外来種の分布や…(略)…地域ごとのきめ細かな対策、効果的な普及啓発等、我が国の生物多様性を保全するために、外来種問題には、今後解決すべき多くの課題が存在する。」 なお、外来種問題や生物多様性に係る正しい理解を得ることが必要であるため、普及啓発等の必要性について、3(7)に記載しているところです。	○	
7	2	1	我々の税金を動物、生き物を殺すことに使うな。動物、生き物の命を守り、我々の生き方を改める事、それによって日本固有種以外の種とも共生する方法を追求せよ。生活習慣や食週間などが日本古来のものではなく、経済や産業重視であらゆる事や物を受け入れている中で、自称専門家などが外来生物種と位置づける生物のみを排除しようとし殺害する事は大きな誤りであり、外来生物法を作成した者は根本的な認識を改め、案を白紙に戻すぐらいの気持ちで新たに取り組むべきである。	理由などは書かなくても十分に理解している事だと考える。もし理解ができず実行もできないようであれば、この案件に関わるべきではなく、生物多様性と日本と地球と未来の子供達のために直ちにこの職を辞すべきである。外来種だからと同じ命を命と見ずに根絶せよ、殺してしまえと考える者、それを案に記載する者などは外来生物の問題に関わるべきではない。その考え方は人種差別からくる民族浄化、大量虐殺と全く同じである。この案の作成に関わったすべての者が日常的にどれだけ他の命に配慮した生き方をしているのか、またその意識がどれほどある者が関わっているのかをきちんと我々に示してもらいたい。そして案が作成されてからの意見募集ではなく、案の作成の段階から関わる事できるように配慮してもらいたい。	特定外来生物の防除については、その侵略性を鑑み、在来生態系に係る被害を防止するため必要と考えています。外来種問題は、人間活動によって起こっていることから、新たな外来種問題を引き起こさないよう、地域固有の生態系等、生物多様性の重要性に目を向けて行動することなど、外来種問題に関する認識を深めるよう、普及啓発を実施していくことが必要と考え、3(7)に記載しているところです。		2件
8	2	13	遺伝子を課題としていることに賛同します。	「長い進化の過程で形成された地域固有の遺伝的形質の変化」は、国内外来種、国外来種に共通する問題であり、今後の課題として重要視している点、大変すばらしいと思います。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。		